昭和四十七年目標　緑を育てよう

## 昭和五十年の実行目標
# 『老人をいたわろう』
### 書初め入賞者きまる

昭和五十年の村の実行目標『老人をいたわろう』を村民の皆さんから周知理解とこれを実践していただきたい趣旨から、このテーマを題目にして村内小中学校の児童生徒の書初め展を催しました。

各校の先生方の大変ご努力の指導が実を結び、すばらしい力作が沢山よせられまして優劣をつけるのに困難でしたが、次の児童生徒百四十一名を入賞者と決定しました。これらの作品は村内主要の事務所や多衆のおあつまりになる場所に配布して展示をしていただき、子どもの作品を通じて地域社会全体の啓蒙宣伝をはかることに役立てたいと思っています。

◇**岩室小学校**
五年＝山上伸一、岩渕康治、白井美津江、伊柳留美子、浅田郁子、棚橋美和子、佐藤彰子、宮島竜志、柵橋教夫、鈴木幸博、棚橋孝、伊柳由美子、石添徳子
六年＝三富弥栄子、棚橋泰子、田中茂明、岡崎昭子、竹野茂、有坂純子、小池絹子、稲葉克己、富沢勇人、鈴木小合百、本間康夫、木部利昭、鈴木弘子、遠藤君江、後藤哲弥、有坂朋子、村坂亨

◇**和納小学校**
五年＝竹内美弥子、高橋浩宮島美重、矢之貴修、池田由里子、本田豊
六年＝阿部千代美、田中徳吉、山田浩子、本多智子、笠原誠也、中原靖、馬場禎幸、荒川おりい、月岡裕子、藤田多貴子

◇**間瀬小学校**
五年＝中村正彦、本間薫、能登谷和子、阿部峰久、山田恭弘、幸田淳、本間昌樹
六年＝伊藤浩之、田中正行、鳳気至敏、阿部純代、田中弘美、中村隆子、玉橋まり子、金剛一昭

◇**岩室中学校**
三年＝阿部美恵子、石添玲子、渡辺幸子、鈴木節子、小林喜代美、本間均、柵橋晴美、三島久美子、後藤美奈子、鈴木まゆみ、本間綾子、本田徹、大月圭介、遠藤厚子、栗原和代、伊藤憲治、阿部朋子
二年＝有坂ミミ子、渡辺美佐子、本間昌子、鈴木俊子、玉橋春仁、渡辺栄子、本間美和子、清水智子、松本真理子、堀井博美、鈴木文恵、阿部亮子、田中茂敏、海津晃、山岸啓、樋口惣一、本間一美、鷲沢浩美、中原徳子、五十嵐あゆみ、志田博美、三富由美子、小川裕美子、相沢初枝、寺沢恵美子
一年＝阿部仁、三島和弘、山川摩由美、渡辺まする、山県弥生、本間ひろみ、浅田幸江、早川スミイ、高綱朝子、遠藤智子、後藤早苗、田島みゆき、幸田まゆみ、吉田久美子、加藤清美、田中静江、本間小百合、阿部秋夫、堅二、高村泰、阿部秋夫、本間達也、渡辺昌文、藤田誠、小川敦子、本間正美、本井雅枝、岩富美砂子、野水清吉、海津浩光、大月泰介、山上美佐子、長谷川信子、阿部清、五十嵐信人、岩渕珠美、高橋豊子、本間香奈子

## 永年在職民生委員
### 厚生大臣感謝授与

社会福祉奉仕者として、又民生、児童委員功労者として新潟県知事、新潟県社会福祉協議会長表彰をご披露しましたが、この度、次の両氏に厚生大臣感謝状が送達されましたので十二月十一日民生委員協議会の席上伝達いたしました。

永年在職の民生、児童委員に対し厚生大臣感謝状特別授与
金子　佐　原
阿部　ヤノ　夏　井

おめでとうございました。今後とも福祉充実に特段のご尽力ご指導をお願いいたします。

## 不幸な方々に
### 歳末慰問

十二月にお願いしましたけて下さいました。

歳末たすけあい募金、篤志寄付等により長期入所療養者、生活援護世帯、在宅重度心身障害者等に正月のお餅代の一部にと民生委員が手わけされ、県内各地の施設、該当世帯に慰問金と届

一人一人の小さな善意が非常に大きな輪となります。

皆さんのご厚意に感謝申しあげますとともに今後とも奉仕運動にご協力お願いいたします。

## 年の瀬にありがたい
### ご寄付のかずかず

○軍人恩給の一部を歳末たすけあいに役立てほしいと昭和四十七年より匿名で師走にご寄付がよせられておりますが、今年も十二月十日、ある人を介し、三万円もの多額のご寄付が届けられました。毎年のこと広報紙上で厚く御礼申しあげます。

○去る十月十二日の敬老会には多忙のなか、各業者より運転手付にてマイクロバスで送迎にご協力お願いしました。

株式会社末広製菓さんより謝礼金五千円をそっくり、歳末たすけあいにとご寄付いただきました。ありがとうございました。

○釧路の市橋静月さんが本年も十一月二十一日わざわざ役場までおいで下され、社会福祉にと三万円の多額のご寄付をおよせ下さいました。

故郷の福祉にと昭和四十七年より毎年多額のご芳志ありがとうございます。

○民生委員の阿部ヤノさんより歳末たすけあいにと二万円の多額のご芳志が届けられました。

ありがたく頂戴いたしまして歳末慰問等に配分いたしたいと思います。

○立正佼成会岩室法座の方々が自発的に毎年歳末たすけあい募金をやって下さいますが、今年も十二月十七日、代表の中山幸雄さんが一二、一五七円の多額の浄財をお届け下さいました。

毎年のご奇特な社会奉仕活動に深く感謝申しあげます。

東地区酪青研より寄付

○戦後、先駆者の努力により一軒一頭から始まった酪農もう余曲折、努力に努力を重ね又多頭化飼育に移り現在は若い世代が主体となり約十五戸三五〇頭とすばらしい躍進をつづけております。

なおも前進のため若い力は若夫婦を一単位として一会員（独身者は一人一会員）で酪農青年研究会を組織益々研さんに励んでおられます。

岩室東地区酪青研の会員八名で憩のひとときを十二月二十二日クリスマスパーテーを開催いたしました。

幸い剰余金四、二二一円出ましたので、そっくり社会福祉に使ってもらいたいと西中の大平幸雄さんが役場へ届けて下さいました。

ありがとうございました。皆さんの趣旨を活用させていただくとともに益々、今後のご活躍をお願いします。

○石瀬の本間八十太郎さんより今年も又、村内のお困りの方々にお餅の一切れでもと二万円の多額のご寄付がよせられました。

昭和三十九年より実に十一年間続けてのご寄付であります。厚く御礼申しあげます。

○此の度家庭の事情により十二月で西保育所を退所することになった浅島隆君のお父さん（浅島収さん）より「入所時大変おせわになりました」と西保育所へ五〇〇円の寄付がありました。ありがとうございました。

かずかずのご芳志に衷心より御礼申しあげますと共に歳末慰問や社会福祉面に活用させていただきます。



昭和四十六年目標　体を鍛えよう

## 一青年団体活動を意義あるものに一
### 県外研修経験青年と歴代青年団長のつどい

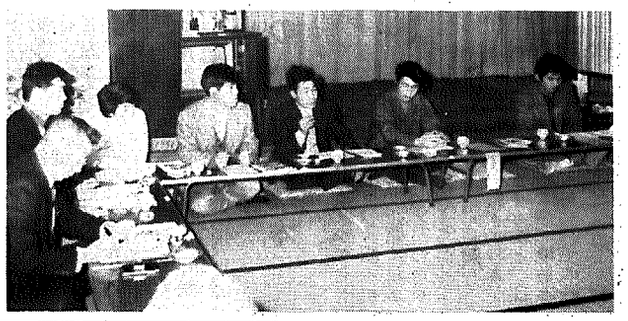

## 油断でだすな火事と死者

本年一月から十一月迄の県下における出火件数は一〇三〇件（昨年同期一一九六件）死者三十二人（昨年同期四十二人）といずれも減少しております。しかしながら、冬期間は特に火を使用する機会も多くなりまた、各家庭も不在がちになることが多く、火災の発生や火災による死者の発生については決して油断できません。

**注意ください**

一、就寝前や外出前の火の元点検を励行しましょう。
二、老人、子供、身体の不自由な病人は、万一の場合にできるだけ避難しやすい場所に就寝される。
三、旅館、ホテル等人命損傷発生の危険が予想される防火対象物は特に、火災発生の防止と人命損傷防止と万一の場合に避難通路の確保に注意しましょう。

社会の急激な変化のなかで、今、大きなカベに直面している青年団体活動は今後どうあったらいいのか、何か、えたいの知れない、強い力を受け、さりとて、その正体を見極めることのできないもどかしさや、いらだたしさのなかで、その原因を解明し、今後の青少年団体活動のあるべき姿を見出そうと、去る十二月七日静閑荘において、村長はじめ、社会教育委員、国内外研修派遣経験者、歴代青年団長の参集をもとめ、つっこんだ話し合いを行いました。

青年の側から、人が集らない、会員の欲求が多面的で複雑であり統制がむづかしい、など当面する悩みが出され、また社会教育委員から、団体活動は一つ個人のためのものでない、多くの青年たちにその意義を認められる努力が今こそ必要でないか、等の助言があり今後社会教育関係者一体となって、より活発化のための施策を推進することを確認いたしました。

農業をみつめなおそう

## 農業の国勢調査
### 一九七五年農業センサス二月一日実施

農家のみなさん、一九七五年農業センサスが二月一日を期して実施されます。

この調査は、昭和二十五年以降五年ごとに行なわれ、我が国農業の最も基本的な統計調査として、戦後の農業発展の歴史とともに歩んできた調査です。

農業センサスの結果は、国、県、市町村をはじめ各方面で、農業振興や地域発展計画などの基礎資料として広く活用されてきました。

いま、日本の農業は稲作をはじめ、野菜、畜産、果樹とそれぞれいろいろな悩みをもっています。又、食糧の自給や自然環境の保全などが新たな社会問題となっています。これらの問題を解決するため農業関係団体はもちろん、国や県、市町村も努力しています。

こうした問題に対処してその対策をたてるのに、第一に必要なことは、農業の現状をはっきり知り、どのような農業が行なわれ、またどう変わっているのかを明らかにすることです。

前回のセンサスは昭和四十五年に行なわれましたが、それ以降の農業や農村の動きは減反政策等で激しいものがありました。このような変化の実態を科学的な統計データーとして正確にとらえようというのが今回のセンサスです。

この調査結果は今後の岩室村の農業のありかたはどうしたらよいのか、その道しるべとして果たす役割は重大です。農家の皆さん、このように重要な意義を持つセンサスにご理解とご協力をおねがいします。

なお、調査員が二月一日以降各調査区の農家を訪問いたしますので、この調査の実施についてみなさんのご協力をおねがいします。

## 作成はお早目に
# 税関係法定調書
### 提出期限は一月三十一日

前の年一年間の支払賃金や資産の増減などの実績を取まとめて、税務署や市町村役場へ提出しなければならないことになっておりますが、これを税務上の「法定調書」といい、提出期限は一月三十一日とされています。

今年もその時期がやって参りました。お早目に帳簿類を整理し、それぞれ所定の処理をされた上、法定期限までに提出下さるようお願いします。

**償却資産の申告**

業務上の施設・設備や機械などで、減価償却の対象になっている資産については、毎年一月一日現在の状況で「償却資産申告書」を作成し、一月三十一日までに資産の所在市町村の役場へ提出することとされています。

岩室村では、昭和五十年度分の固定資産税からその業務が電子計算機によって処理される関係上、提出期限が遅れますと、当初からコンピューターに資料が入力されないことになって、賦課事務に支障を来たしてしまいます。

事務上の無駄を省く意味でも、提出期限の厳守にご協力下さるよう特にお願いいたします。

**給与関係の法定調書**

従業員や家族専従者に、賃金や賞与を支払っているすべての会社や個人事業主は、前年の一月一日から十二月三十一日までの一年間に支払った金額の合計について、次の要領で法定調書を作成提出して下さい。

①年末調整で整理した「源泉徴収簿」や「賃金台帳」から転記して、「給与支払報告書（二枚）」と「源泉徴収票（一または二枚）」を作成する。（一度に複写できる）

②「源泉徴収票」は受給者に交付する。

③「給与支払報告書」は、受給者の住所の市町村別に区分けする。

④市町村別に「総括表」を付して送付する。

⑤臨時の雇人に支払った賃金などは、「日雇賃金等支払報告書」に連記して事業所の所在市町村役場へ提出する。

⑥①～⑤の給料・賞与・賃金等のすべてを集計して「支払調書合計表」を作成する。

⑦⑥の「支払調書合計表」に、一〇〇万円を超える会社役員、三〇〇万円を超える一般受給者など、定められた人の「源泉徴収票」を添えて税務署へ提出する。

これらの「法定調書」のすべてを、一月三十一日までに、税務署または役場へ提出していただくことになっているわけです。「給与支払報告書」の提出がありませんと、十月号でお知らせした「主婦のパートは年収六十七万円まで無税」のように、配偶者控除や扶養控除を受けられるかどうかの判定が困難となり、納税の上で不利になるおそれもあります。

事業主の方は、金額の多少にかかわらず作成提出を励行していただき、受給者のみなさんも「源泉徴収票」の交付を受けて、自分の一年間の所得を確かめてみましょう。

次号には、還付申告のことなどをお知らせする予定です。